

# 群馬県薬局ビジョンガイドライン

平成31年3月18日

群馬県健康福祉部薬務課  
一般社団法人群馬県薬剤師会

# 目 次

## 総論

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 患者のための薬局ビジョン策定の背景        | 1 |
| 2 | 群馬県薬局ビジョンガイドラインの目的及び活用方法 | 2 |
| 3 | 県、薬剤師会の構成及び県内市町村ごとの薬局数   | 3 |
| 4 | 県内地域薬剤師会の構成と日常生活圏域       | 4 |

## 各論

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 県、県薬剤師会、地域薬剤師会、薬局の位置づけ                                | 5  |
| 2 | 県、県薬剤師会、各地域薬剤師会及び薬剤師・薬局の共通の役割                         | 5  |
| 3 | 県の役割  |    |
|   | (1) 薬務課の役割  | 6  |
|   | (2) 県保健福祉事務所(衛生係)の役割                                  | 6  |
| 4 | 県薬剤師会の役割と目標   |    |
|   | (1) 各種研修等の実施  | 7  |
|   | (2) 「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況の把握                            | 8  |
|   | (3) 関係団体との連携及び県薬剤師会の取り組み状況の周知・広報                      | 9  |
| 5 | 地域薬剤師会の役割と目標  |    |
|   | (1) 地域内の薬剤師・薬局の体制等の把握                                 | 10 |
|   | (2) 各種研修等の実施  | 10 |
|   | (3) 市町村、地域包括支援センター等との連絡窓口の設置                          | 11 |
|   | (4) 市町村、関係団体及び保健福祉事務所との連携及び地域薬剤師会の取り組み状況の周知・広報        | 12 |
| 6 | 薬剤師・薬局の役割と目標  |    |
|   | (1) 取組を始める前に  | 12 |
|   | (2) 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導                     | 13 |
|   | (3) 在宅対応(24時間帯を含む)                                    | 15 |
|   | (4) 医療・福祉関係多職種との連携                                    | 17 |
|   | (5) プライマリーケア推進に向けた健康サポート機能の習得                         | 18 |
|   | (6) 高度薬学管理機能の習得(専門医療機関と連携した抗がん剤等の服薬指導や副作用対策、麻薬等の取扱など) | 20 |
|   | (7) 更なる高みを目指すには(健康サポート薬局を目指しましょう)                     | 22 |
|   | 最後に   | 22 |
|   | 参考資料  | 23 |

# 総論

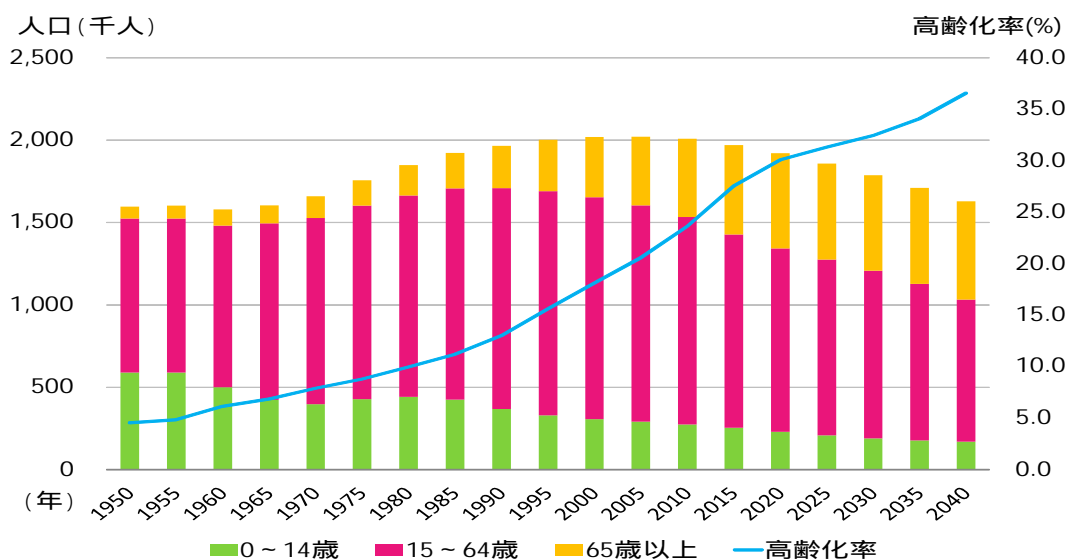
## 1 患者のための薬局ビジョン策定の背景

我が国の高齢化は、世界各国に類を見ないスピードで進行しています。特に団塊の世代と呼ばれる戦後のベビーブームの時期に生まれた方々が75歳に達し、後期高齢者となる2025年には、医療費を含めた社会保障費の増加がピークとなることが予想されているところです。この傾向については、図1及び図2に示すとおり、本県の高齢者人口の推計においても同様となっており、この状況をいかにして乗り切るかが喫緊の課題となっています。

一方、薬局、薬剤師をめぐる現状としては、医薬分業率が70%を超え、順調に進展しているところですが、そのメリットや有効性が薬局を利用する患者には、感じられていないとの指摘があります。このことについて、薬局のあり方等を検討する国の厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の中では、薬剤師がその職能として、真に患者のための服薬指導や医薬品の適正使用等、医薬品の有効かつ安全な使用のための情報提供や指導等の能力を発揮していないことが議論されており、薬局のあり方や存続について危機的な状況が議論されているところです。

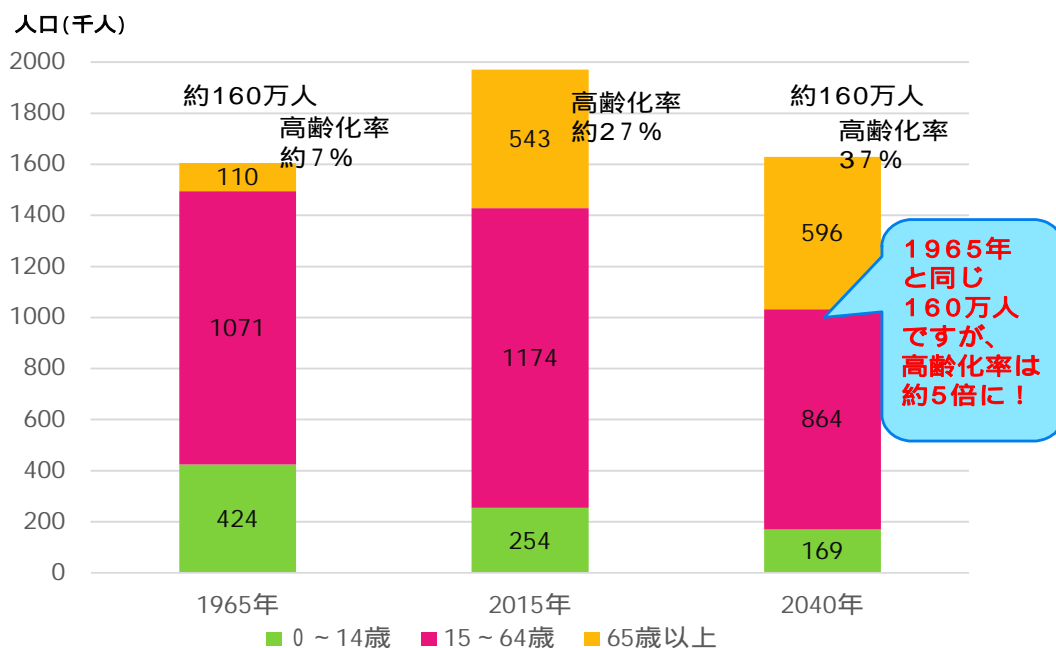
国では、これらの課題についても解決することのできる「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定し、今までの薬局業務であった、患者に対して、ただ単に薬を投薬するという対物業から、薬局、薬剤師が患者目線で、患者の状況や服薬情報等を把握し、患者にとって最良の治療効果を得るための業務を行う対人業務にシフトすることを大きな目的として、運用を行っています。「患者のための薬局ビジョン」の中では、2025年までに全ての薬局をかかりつけ薬剤師・薬局とすることとしており、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで、豊かに生活することを目指す地域包括ケアシステムの一翼を担うことができる薬局となるよう、薬局そのもののあり方を再編することをうたっています。

図1 群馬県の年齢3区分別人口推移と推計



(出典：群馬県健康福祉部医務課作成資料)

図2 群馬県の年齢3区分別人口推移と推計



(出典：群馬県健康福祉部医務課作成資料)

## 2 群馬県薬局ビジョンガイドラインの目的及び活用方法

本ガイドラインは、地域包括ケアの一翼を担うことのできる「かかりつけ薬剤師・薬局」を整備し、真に患者のための医薬分業を推進するためのものです。薬局は、独立した立場として、県民の方々の薬や健康に関する「ファーストアクセス<sup>\*1</sup>」の担い手となり、安全で安心な調剤業務に加え、日頃の健康相談や受診勧奨等を適切に行うことで、地域における専門職としての役割を果たすとともに、医療費等の適正化にも貢献することのできる医療提供施設となる必要があります。国の示した「患者のための薬局ビジョン」を実現するため、県、群馬県薬剤師会、各地域薬剤師会及び個々の薬剤師・薬局が一体となり、全体で取り組むべき事項から個別に取り組むべき事項について、項目別に解説し、各々が、何をどのようにして取り組んでいったらいいかの道標を示すものとなっています。

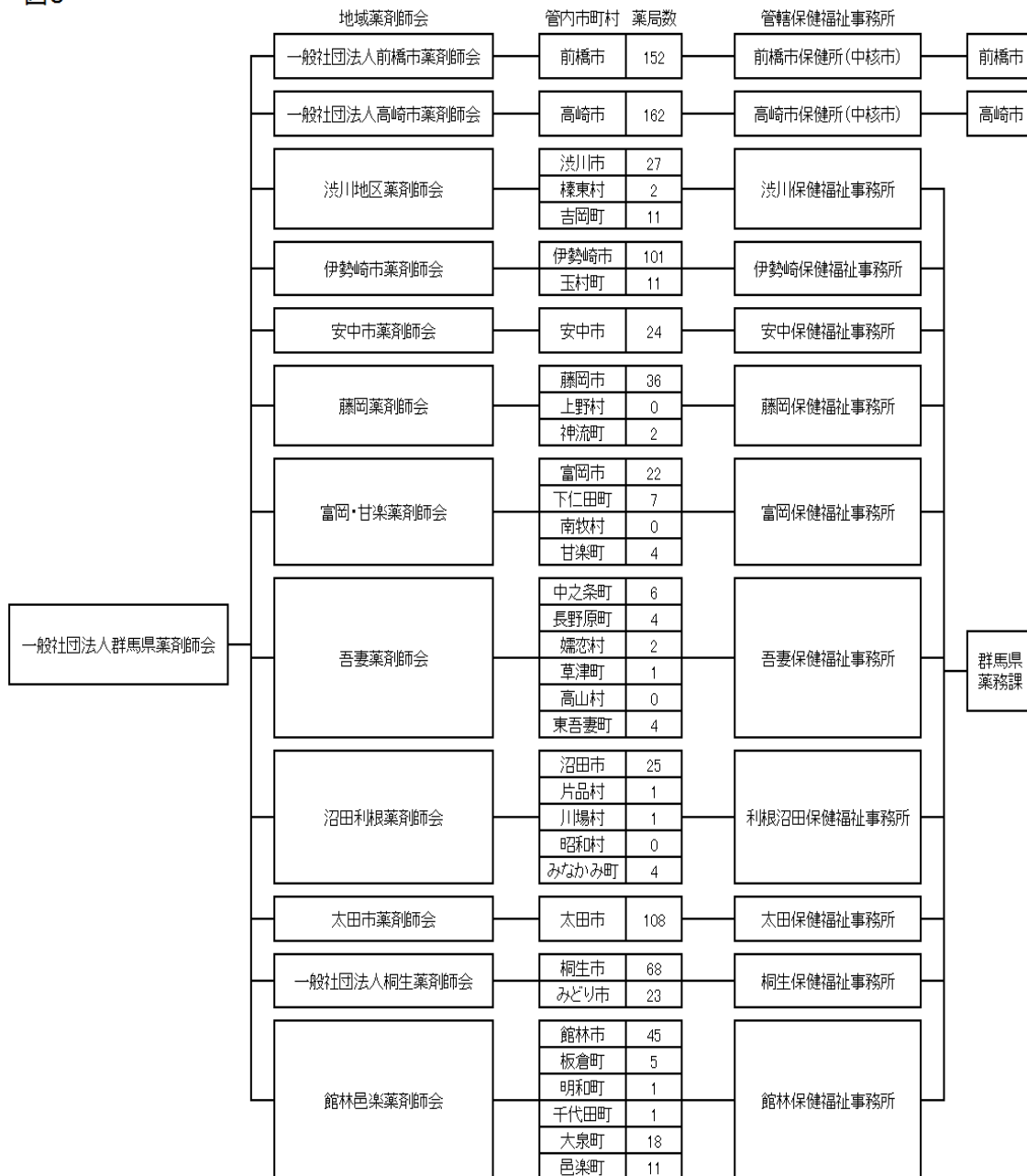
薬局ビジョンの主役は、文字通り薬局であることから、薬剤師・薬局が自らできることを選び、自主的に取り組み、さらにステップアップすることができる内容となっていますので、積極的に活用してください。あわせて、地域薬剤師会においては、薬局がステップアップするために必要な様々な支援に取り組める内容を示していますので、積極的な取り組みをお願いします。

\*1 一般的には「最初の接近(接続)」。ここでは、日常生活圏域内で生活する住民の健康等に関する相談などを一番最初に受ける場所という意味。健康や生活に関して気になることは、まずは、最寄りの(近くの)薬局へ相談してもらうということ。

### 3 県、薬剤師会の構成及び県内市町村ごとの薬局数

- ・群馬県内の薬剤師会の構成及び県をはじめとする行政機関と各市町村内の薬局数は図3のとおりです。

図3 県内薬剤師会の構成及び管轄保健福祉事務所と市町村別薬局数 H31.3.18現在



#### 4 県内地域薬剤師会の構成と日常生活圏域

- ・地域薬剤師会の管内別の市町村が設定する「日常生活圏域」\*2 の数は表1のとおりです。

日常生活圏域のエリアについては、巻末の参考資料のデータを参照してください

表1 県内薬剤師会の構成と日常生活圏域 H30.4.1現在

| 地域薬剤師会        | 管内市町村 | 日常生活圏域数 | 地域薬剤師会       | 管内市町村 | 日常生活圏域数 |
|---------------|-------|---------|--------------|-------|---------|
| 一般社団法人前橋市薬剤師会 | 前橋市   | 15      | 富岡・甘楽薬剤師会    | 富岡市   | 6       |
| 一般社団法人高崎市薬剤師会 | 高崎市   | 46      |              | 甘楽町   | 1       |
| 渋川地区薬剤師会      | 渋川市   | 8       |              | 下仁田町  | 1       |
|               | 吉岡町   | 1       |              | 南牧村   | 1       |
|               | 榛東村   | 1       | 沼田利根薬剤師会     | 沼田市   | 4       |
| 伊勢崎市薬剤師会      | 伊勢崎市  | 9       |              | 川場村   | 1       |
|               | 玉村町   | 1       |              | 昭和村   | 1       |
| 藤岡薬剤師会        | 藤岡市   | 2       |              | 片品村   | 1       |
|               | 神流町   | 1       | みなかみ町        | 1     |         |
|               | 上野村   | 1       | 太田市薬剤師会      | 太田市   | 9       |
| 安中市薬剤師会       | 安中市   | 3       | 一般社団法人桐生薬剤師会 | 桐生市   | 8       |
| 吾妻薬剤師会        | 中之条町  | 2       |              | みどり市  | 3       |
|               | 草津町   | 1       | 館林邑楽薬剤師会     | 館林市   | 4       |
|               | 長野原町  | 1       |              | 板倉町   | 1       |
|               | 嬬恋村   | 1       |              | 明和町   | 1       |
|               | 高山村   | 1       |              | 千代田町  | 1       |
|               | 東吾妻町  | 1       |              | 大泉町   | 1       |
| 日常生活圏域数 合計    |       | 141     |              | 邑楽町   | 1       |

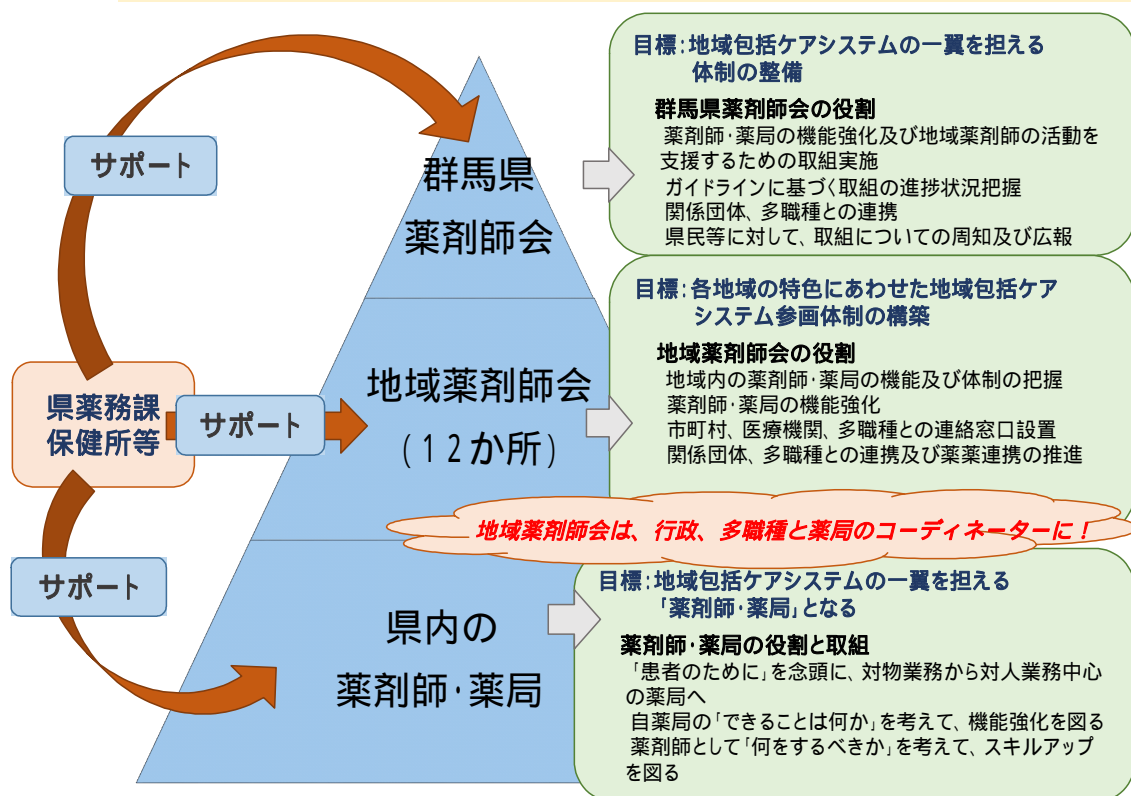
\*2 一般的には、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域(具体的には中学校区(全国に約1万か所))。本ガイドラインでは、本県の地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域を想定し、各市町村が定める介護保険事業計画の中で定めている日常生活圏域を「日常生活圏域」としている。

# 各論

## 1 県、群馬県薬剤師会、地域薬剤師会、薬局の位置づけ

「患者のための薬局ビジョン」を推進する体制は図4に示したとおり、県薬剤師会、地域薬剤師会、薬剤師・薬局の三層構造ととらえ、これら三者を県薬務課及び各保健福祉事務所等が側面から助言やサポートを行うこととしています。

図4 県、群馬県薬剤師会、地域薬剤師会、薬局の位置づけ



## 2 県、群馬県薬剤師会、地域薬剤師会及び薬剤師・薬局の共通の役割

県、群馬県薬剤師会、地域薬剤師会及び薬剤師・薬局は、以下のことを共通の役割として各種の取組を行います。

共通の取組

- ・「患者のための薬局ビジョン」に示された内容についての取組の状況等を広く県民に周知及び広報する。

- ・「患者のための薬局ビジョン」の進展状況について評価を行うため、国の設定した KPI<sup>\*3</sup> を用いて、PDCAサイクル<sup>\*4</sup> を展開することにより評価を実施する。
- ・将来に向けて、ICT<sup>\*5</sup> 等の技術の革新や全く新しい技術等が開発された際には、積極的にそれらの技術について調査・検討を行うとともに、これら新技術の利用について、県民及び多職種に働きかける。

### 3 県の役割

県（薬務課及び各保健福祉事務所）は、「患者のための薬局ビジョン」実現のために必要な群馬県薬剤師会、地域薬剤師会及び薬剤師・薬局の取組や活動について、支援を行うとともに、助言や指導を行います。

#### (1) 薬務課の役割

- ・本ガイドラインに基づく各種の取組内容について、その進捗状況を把握し、必要に応じて、群馬県薬剤師会、地域薬剤師会に助言を行うとともに、各種支援を行う。
- ・群馬県薬剤師会等と協力し、多職種連携や情報共有に関して、県単位の関係団体に働きかけを行う。
- ・庁内関係機関との連絡調整及び情報共有等を行い、必要な情報を薬剤師会等に提供する。
- ・「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況や、薬局の取り組み状況に応じて、県民や患者に対して対応可能なサービスの状況等を広報し、かかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発を行う。
- ・本ガイドラインの内容を定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。
- ・中核市保健所と各種の情報共有を図るなどの連携を行う。
- ・医薬品の品質、有効性及び安全性への理解及び重複・多剤投与の状況の把握のほか、後発医薬品の普及等医薬品の適正使用の推進について、広く県民に広報や啓発等を行う。

#### (2) 県保健福祉事務所（衛生係）の役割

- ・所内の地域福祉、保健担当部署と情報共有を図り、必要な情報を地域薬剤師会に

---

\*3 KPI(Key Performance Indicator)は、日本語では「重要経営指標」「重要業績指標」などと訳されるもの。一つの目標や施策などを評価する際に、定性、定量的に検証を行うために定める指標。

具体的な指標は、参考資料に示す。

\*4 PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

\*5 ICT(Information and Communication Technology)は、情報通信技術のことで、最近では、IT(Information Technology)情報技術と同義で使われている。意味としては、情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションのこと。



提供する。

- ・地域薬剤師会と協力し、多職種連携や情報共有に関して、地域内の関係団体に働きかけを行う。
- ・管内市町村の地域包括ケア担当部署等との連携を進め、地域薬剤師会との仲介を図り、市町村と地域薬剤師会との連携強化を行う。
- ・薬局の取り組み状況に応じて、管内市町村に対して対応可能なサービスの状況等を広報し、かかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発を行う。
- ・医薬品の品質、有効性及び安全性への理解及び後発医薬品の普及等、医薬品の適正使用の推進について、広く県民に広報や啓発等を行う。

#### 4 群馬県薬剤師会の役割と目標

群馬県薬剤師会は、「患者のための薬局ビジョン」の主役である薬剤師・薬局の機能強化及びスキルアップに係る支援を行うとともに、地域薬剤師会が担う役割や目標を達成するための支援・協力を行うほか、本ガイドラインの進捗状況等を把握し、「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた取組を推進します。

また、「患者のための薬局ビジョン」実現のための薬剤師・薬局の取組について、群馬県医師会をはじめとする各関係団体等への周知や広報等を行います。

各取組については、取組の参考として活用するため、項目ごとに取組のポイントを記載する。

##### (1) 各種研修等の実施

###### ア 薬剤師・薬局の機能強化のための研修

薬剤師・薬局を対象とした全県下統一した基礎的な知識に関する研修を主に実施する。

具体例

- ・「患者のための薬局ビジョン」を理解するための研修
- ・「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書を理解するための研修
- ・地域包括ケアシステムについての研修
- ・在宅医療に関する研修
- ・医薬品の適正使用に関する研修（多剤投与、重複投与、処方提案など）
- ・健康相談技能を習得するための研修
- ・その他必要な研修

###### 取組のポイント

研修等は、定期的開催することが望ましいが、薬剤師・薬局の要望等を聞きながら、臨機応変に開催回数等は決定する。

ビジョンを理解するための研修については、ガイドライン策定後早い時期までに開催することが望ましい。

イ 地域薬剤師会の活動を支援するための研修

地域薬剤師会は、その地域における地域包括ケアシステムの進め方や、地域独自のルール等に即した内容についての研修を実施する必要があるため、群馬県薬剤師会と地域薬剤師会が行う研修の棲み分けを行う。

群馬県薬剤師会では、地域薬剤師会向けに地域で行う研修の基本的な考え方に  
関する研修を実施する。

具体例

- ・在宅医療についての実践研修や実技研修等に関する研修
- ・地域包括ケアシステムに関する窓口整備に関する考え方の研修
- ・在宅医療や薬薬連携<sup>\*6</sup>に関するコーディネートに関する研修
- ・多職種連携のための研修
- ・その他必要な研修

取組のポイント

研修の対象が限られていることから、ガイドライン策定後早い時期に開催し、地域薬剤師会の取組状況を考慮しながら、進める必要がある。

(2)「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況の把握

ア 地域薬剤師会の取組状況の把握

「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた取組として、地域薬剤師会が行う地域包括ケアシステム参画のための各種取組の進捗状況を把握するとともに、地域薬剤師会ごとの取組内容を共有するための仕組みを構築する。

取組のポイント

進捗状況の把握及び情報共有するための連絡会議等を設置する。  
地域薬剤師会における地域包括ケアシステムに関する連絡体制を把握する。

国委託事業等の活用による、ガイドライン推進のためのモデル事業等を行う。

イ 薬剤師・薬局の取組状況の把握

群馬県薬剤師会が開催した各種研修等の受講状況等について、把握する体制を構築するとともに、健康サポート薬局の件数及び群馬県薬剤師会の認定する各種相談薬局等の状況を把握する。

取組のポイント

個々の薬局の取組状況については、地域薬剤師会が把握する。

\*6 薬局薬剤師と病院薬剤師が職域を超えて、互いに機能や情報を共有し、患者のことを第一に考え、入院するときも、退院してからも充実した医療を受けることができるよう連携すること。

### (3)関係団体との連携及び群馬県薬剤師会の取組状況の周知・広報

#### ア 県を単位とする関係団体との連携

地域包括ケアシステムの中で、薬剤師・薬局がその能力を存分に発揮するためには、関係多職種との相互理解が必要不可欠であることから、関係団体との連携を推進する。

薬剤師・薬局向けの研修への他職種の参加や、逆に薬剤師が他職種の研修に参加し、地域包括ケアシステムの課題解決に向けた相互理解が深まることにより、群馬県薬剤師会として地域包括ケアシステムの推進に貢献する。

関係団体との連携だけでなく、病院薬剤師との連携を推進することで、入院時の患者の服薬状況等に関する情報共有を進めることや在宅医療へ移行した際の在宅患者の服薬指導や残薬解消、重複・多剤投薬対策等の対応を行う。

本ガイドラインに示す取組を進める中で、関係団体との調整等が必要になった場合は、丁寧な説明を行うなど適切に対応する。

#### 取組のポイント

連携方法については、様々な手法があるが、情報提供や情報共有を中心に、各団体が主催する健康イベント等への参加などを行う。

#### イ 群馬県薬剤師会の取組状況の周知・広報

在宅等への対応について、薬局が行えることなどをまとめたリーフレットやチラシ等作成して、関係機関や関係団体への周知を行う。

地域薬剤師会の取組についての周知を積極的に行い、薬剤師・薬局の役割を広報する。

## 5 地域薬剤師会の役割と目標

地域薬剤師会は、「患者のための薬局ビジョン」を実現するため、薬局ビジョンの主演となる薬剤師・薬局が実施可能な業務やサービス等について把握し、地域内のニーズに合わせたコーディネートを行うことで、地域包括ケアシステムが適切に機能することに貢献します。そのための方策として、薬剤師・薬局が能力を存分に発揮するための機能強化や能力習得のための実践的な研修を実施するとともに、市町村等の地域包括ケア担当部署との連絡窓口を設置します。

また、県内には、都市部から山間地まで、様々な地域的特色があり、人口分布に応じて医療資源等も多様な状況があることから、それぞれの地域の特徴にあった地域包括ケアシステムを構築する必要があり、それに伴い地域ごとに最良の体制となるような運用を行います。

各取組については、取組の参考として活用するため、項目ごとに取組のポイントを記載する。

## (1) 地域内の薬剤師・薬局の機能等の把握

### ア 地域内薬局の機能のリスト化

地域内の薬局が実施可能な業務やサービスについて、項目ごとのリスト化を行いニーズに対応する。

#### 取組のポイント

リスト化する項目は以下のとおり

在宅対応（24時間対応を含む）

各種健康相談の実施（相談内容ごとに整理）

セルフメディケーション等の健康サポート機能

高度薬学管理機能（専門医療機関と連携した抗がん剤等の服薬指導や副作用対策、麻薬等の取扱など）

#### 取組のポイント

リスト化の手法については、調査用のフォーマット等を用意するなどして、定期的の実施し、常に最新の状態にしておく。

### イ 地域内の市町村又は日常生活圏域ごとの薬局資源の把握

日常生活圏域ごとの薬局のリスト作成及び地域薬剤師会のエリア内薬局所在地マップ等を作成する。

#### 取組のポイント

地域薬剤師会の活動する地域の中には、図3（3ページ）に示すとおり無薬局村や日常生活圏域内に十分な薬局がない地域があることから、市町村や各圏域内の薬局リストを作るとともに、他の圏域や近隣の地域薬剤師会等からの応援体制をあらかじめ決めておく。

応援体制については、薬局が実施可能な業務やサービスが習得する機能の状況によって変化することから、定期的に見直し等を行う。

## (2) 各種研修等の実施

### ア 薬剤師・薬局の機能強化のための研修

薬剤師・薬局に対して、地域ごとのルールに則した、実践的な研修を実施する。

#### 具体例

- ・地域ごとのニーズに合わせた在宅医療に関する研修
- ・地域ごとの地域包括ケアシステムについての研修
- ・在宅医療への同行研修（実際に在宅を行っている薬局の業務を見学する）
- ・地域内薬局の情報共有のための会議
- ・その他必要な研修

#### 取組のポイント

研修等は、定期的に開催することが望ましいが、薬剤師・薬局の要望等を聞きながら、臨機応変に開催回数等は決定する。  
情報共有のための会議は、地域薬剤師会の定例会等で実施する。

#### イ 市町村、地域の関係多職種との連絡会議等の開催

多職種連携を推進するため、他職種向けの研修や情報共有のための連絡会議等を開催する。

#### 取組のポイント

市町村等で実施する地域ケア会議等の会議に積極的に参加する中で、多職種等からのニーズに応じて適宜開催できるような場を設定する。  
他の職種の職員や、市町村職員に、薬剤師や薬局が提供できる業務やサービス等について理解してもらう機会を設ける。

### (3)市町村、地域包括支援センター等との連絡窓口の設置

#### ア 市町村等の地域包括担当部署等との連絡窓口の設置

「患者のための薬局ビジョン」実現に向けて、地域包括ケアシステムに薬局が参画し、その能力を存分に発揮するためには、地域包括ケアを進める市町村、その中心的な役割を担う地域包括支援センターとの連絡を取るための窓口が必要であることから、各地域薬剤師会内に専用の窓口を設置する。  
連絡窓口は、単なる取り次ぎではなく、求めに応じることのできる薬剤師・薬局を紹介したり、適任者を会議に派遣するなどの手配を行う。  
これらの振り分け等の業務は、地域内薬局の機能等に関する体制リストに基づいて行う。

#### イ 薬薬連携のための地域内の病院や郡市医師会等との連絡窓口の設置

入院患者の在宅移行をスムーズに行うには、患者の退院処方等について、在宅で服薬可能であるか、治療効果を継続できるかなど、病院薬剤師と薬局薬剤師の連携が必要であることから、病院等が行う退院時カンファレンス等に参加するための連絡窓口を設置する。  
連絡窓口は、単なる取り次ぎではなく、可能な限り実際の在宅を行うことのできる薬剤師・薬局を紹介するなど、適任者をカンファレンスに派遣する手配を行う。  
これらの振り分け等の業務は、地域内薬局の機能等に関する体制リストに基づいて行う。

#### (4)市町村、関係団体及び保健福祉事務所との連携及び地域薬剤師会の取組状況の周知・広報

##### ア 市町村、関係団体及び保健福祉事務所との連携

薬剤師・薬局が地域包括ケア等に関わっていくに当たり、市町村や都市医師会をはじめとする関係団体との連携を強化し、情報共有を進める必要があることから、これらとの連絡体制を整備する。

特に保健福祉事務所との連携は、様々な情報の入手や提供において非常に重要であることから、連絡を密に取り合うなど、連絡網や連絡体制を強化する。

##### イ 地域薬剤師会の取組状況の周知・広報

薬剤師会の取組状況については、県薬剤師会作成のリーフレット等の広報用資料を活用するほか、地域独自の取組についてのリーフレットやチラシなどを作成し、様々な機会を活用して周知を図る。

特に、連絡体制が確立できていない関係機関や団体への周知については、保健福祉事務所の協力を得て広報等を行う。

## 6 薬剤師・薬局の役割と目標

「患者のための薬局ビジョン」では、全ての薬局が「かかりつけ薬剤師・薬局」となることをうたっており、そうなるための要件が、3つ示されています。このこととは別に、健康サポート機能を持つこと及び高度薬学管理機能を持つことについても言及しており、これらの機能を持った薬局が地域に存在することが求められています。

ここでは、薬局が、これらの機能を習得するための取組を筋道立てて解説しますので、まずは、できることから始めること、各薬局で「何ができるか」、「こういう内容なら取り組んでみたい」というものを見つけ、その上で、余裕があれば、次の項目へ、そして、その次へというようにチャレンジしてください。

なお、取り組むべき事項については、可能な限りシンプルに記載してありますが、取り組む際のヒントを記載しますので、それを参考にして各自で取り組んでください。

### (1)取組を始める前に

- ・「患者のための薬局ビジョン」及び「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書の内容をしっかりと理解し、患者に信頼される薬剤師となることを目指して、ガイドラインに示した薬局が備えるべき機能を習得する。

#### 取組のヒント

まずは、「患者のための薬局ビジョン」を理解するために、群馬県薬剤師会や地域薬剤師会が実施する研修を受講する。

- ・習得する機能（取り組む項目）については、以下に示すとおり。  
服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導  
在宅対応（24時間対応を含む）

医療機関等の多職種との連携

プライマリーケア<sup>\*7</sup> 推進に向けた健康サポート機能の習得

高度薬学管理機能（専門医療機関と連携した抗がん剤等の服薬指導や副作用対策、麻薬等の取扱いなど）

- ・これらの項目について、自薬局において取り組めるもの、既に習得しているもの、薬局に足りないものなどについて、再度確認し、実際に取り組むことができることから始める。
- ・それぞれの機能ごとに、ステップアップしていくような形式で記載してあるので、すでに習得済みの項目については、飛ばしながら取り組むことが可能。

## (2) 服薬情報の一元的・継続的の把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ・服薬情報の一元的な把握については、薬局の基本的な業務の一つであり、全ての患者がお薬手帳を正しく使用することが何よりも重要である。まずは、お薬手帳を正しく、かしこく使うことを患者が理解することが最重要課題。
- ・服薬情報の継続的な把握については、過去の服用歴や既往歴等の患者情報を把握することが重要であるが、近年では、精神疾患や生活習慣病等の薬物治療では、1か月以上の長期処方が行われることが多く、調剤時の服薬指導だけでなく、服薬期間中の患者情報を把握することが求められている。
- ・これらの業務をより効果的、効率的に実施するためには、薬局における患者情報等をICTを活用した電子版お薬手帳などを用いて、関係機関等への情報提供や情報共有を進めるための新技術の導入などが考えられる。
- ・これらを推進することで、医薬品の副作用や副作用のフォローアップ、治療効果の継続的確認ができるほか、多剤・重複投薬や相互作用の防止を図ることができ、患者からの信頼を得ることが可能となる。

### Step1

薬局の基本的な業務であることから、自薬局の取組状況等をしっかりと確認するなど、必要に応じて取組を進めること。

お薬手帳の一人1冊化の実施

#### 取組のヒント

患者の中には、複数のお薬手帳を所有しているケースがあり、患者が服薬している医薬品の全てを把握することができないことが考えられることから、患者に対して正しいお薬手帳の使い方について、しっかりと説明することが必要。群馬県薬剤師会作成のリーフレットを利用すると効果的。

\*7 直訳では、初期医療、一次医療。意味としては、身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療のことで、国民のあらゆる健康上の問題、疾病に対し、総合的・継続的、そして全人的に対応する地域の保健医療福祉機能のこと。

## 患者情報の把握

### 取組のヒント

患者の既往歴や主治医の情報等を把握するなど、医療機関との連携を強化することが重要。また、患者との信頼関係を築けるよう患者の立場に立った対応を心がける。

患者の服薬情報の把握には、レセプトデータを保有している各保険者と連携することも効果的。

## **Step2**

### 調剤後の服薬状況把握等のフォローアップの実施

### 取組のヒント

薬による治療効果が十分に発揮されているか否かについては、患者が確実に処方された薬を服用しているかどうかを把握する必要があることから、調剤時の服薬指導のみでなく、必要に応じて電話や訪問による、その後のフォローアップを行う。

## **Step3**

### 患者の服用状況（残薬、多剤、重複等及び副作用）の継続的把握と医療機関への情報提供及び患者情報の共有を図る

### 取組のヒント

お薬手帳を1冊化することで、多剤投与や重複投与の状況が見えてくるので、その部分について、主治医等に疑義照会を行うほか、残薬の状況や服用しにくい医薬品等の情報を把握することで、医師に対する処方提案を行う。

薬の服薬により副作用等が発生した際には、その患者のフォローアップをしっかりと行い、必要に応じて主治医への情報提供を行う。

日頃から、医師との連携を進めることで、これらの提案等を行いやすい関係を構築することが大切。

ポリファーマシー<sup>\*8</sup> についての知識や処方提案については、群馬県薬剤師会又は地域薬剤師会等が主催する研修等に参加することで身に付ける。

\*8 単純には、多剤服用や多剤併用の意味。しかし、単純に複数の医薬品を使用している状態を指すものではなく、様々な要因によって「必要以上の医薬品を使用している状態」のこと。



## その先を目指して

### ICTを活用した電子版お薬手帳の導入

#### 取組のヒント

日本薬剤師会を始め、ICT関連企業が提供している電子版お薬手帳内の情報を閲覧することができるシステムを導入し、患者の服薬情報を入手できる体制を整備する。

システム利用するために必要なQRコード<sup>\*9</sup>が印字された、医薬品情報が発行できる体制を整備する。

電子版お薬手帳に関するシステムについての研修の受講や情報を積極的に収集するほか、電子版お薬手帳の利点等について患者に積極的に伝えることが重要。

### (3)在宅対応(24時間対応を含む)

- ・在宅対応は、高齢者や障害者等が医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の医療、介護、福祉の資源を活用して包括的にケアを行うという地域包括ケアシステムの根幹であることから、2025年に向けて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、ケアマネジャー、作業療法士等の多職種が連携して取り組む必要がある。
- ・そのためにも、在宅医療において薬剤師が行うことのできる業務について、「薬剤師はこんなことができます」というところを患者や関係多職種に理解してもらうことが重要。
- ・これらの理解が深まれば、医療、介護チームの中での情報共有が進み、居宅における患者や利用者のために最適な処方提案や、病院や介護施設からの退院、退所時の処方提案など、幅広く薬剤師の職能を活かすことが可能となる。

#### Step1

##### 在宅医療における薬剤師の役割、業務内容の理解

#### 取組のヒント

在宅医療全般の基礎的な業務については、群馬県薬剤師会等の開催する研修を受講することで身に付ける。

具体的な業務内容や行うべき内容については、地域ごとに差があるので、地域薬剤師会主催の研修を受講することで身に付ける。

\*9 1994年にデンソー(現・デンソーウェーブ)が開発した2次元バーコードの規格名。白と黒の格子状のパターンで情報を表し、携帯電話などのデジタルカメラで読み取ることで、複雑な文字入力をすることなく情報を取り込むことを狙った技術のこと。なお、QRコードはデンソーウェーブの登録商標となっている。

## 現場における実践的な業務の理解

### 取組のヒント

地域薬剤師会が実施する、既に在宅を行っている薬剤師・薬局との訪問同行研修等に積極的に参加し、実際の業務を知ることなどにより、自らスキルアップを図る。

## 24時間対応の内容と業務内容の理解

### 取組のヒント

群馬県薬剤師会や地域薬剤師会の行う在宅医療に関する研修の中で、24時間対応についての考え方を学び、自薬局における体制の見直し等を行う。

## **Step2**

## 地域ケア会議等への参加及び地域包括支援センターとの連携

### 取組のヒント

在宅の知識を習得できたら、市町村等の実施する地域ケア会議等の地域で活躍する多職種が参加している会議等に積極的に参加し、薬剤師に求められていること等のニーズについて、情報収集を図るとともに薬局が参加できることやどのような提案ができるかなどについての周知を行う。地域包括支援センターとの連携を図ることで、在宅における薬剤師・薬局が提供できるサービス等について、多職種に理解を深めてもらい、効果的な対応が可能となる。

## 薬薬連携の推進

### 取組のヒント

退院する患者の情報を収集し、患者の服薬状況等を把握することで、退院時処方等について在宅薬剤師としての意見や提案が可能となるよう病院薬剤師との薬薬連携を積極的に進める。  
薬薬連携を行うことで、在宅医師や看護師との連携など、在宅医療に必要な情報提供や情報共有を図る。

## 24時間対応のための体制の整備

### 取組のヒント

地域薬剤師会を通じて、薬剤師・薬局と連携した24時間対応を行うための体制を構築する。  
必要に応じて、当番表を作成するなどにより、経験の少ない薬剤師の当番日には、フォローできる体制等を整備する。

### **Step3**

#### 在宅対応の実践

##### 取組のヒント

地域の実情に応じて、在宅医療チームに加わるなど、積極的な対応を行う。  
在宅患者の情報を関係多職種と共有し、患者の治療効果向上に努める。

#### 24時間対応の実践

##### 取組のヒント

地域内や近隣地域の薬剤師・薬局と連携し、複数名で在宅対応できる体制を構築する。  
24時間対応を行う薬剤師が電話等でニーズを受けられる体制を整備する。

#### **(4)医療・福祉関係多職種との連携**

- ・地域包括ケアシステムの一翼を担う薬局となるためには、医療機関をはじめとする、医療・福祉関係多職種との連携が不可欠であり、日頃から情報共有を図る体制整備を進める。
- ・在宅患者だけにとらわれず、在宅予備群の患者や、健康相談を受けた高齢者やその家族など、健康維持のためのファーストアクセスとなる能力のある薬局の機能を存分に活かせるよう積極的に取り組む。
- ・地域包括支援センターや在宅医療・介護連携支援センターの役割を理解するとともに、各センターが実施する事業等に協力する

### **Step1**

#### 医療機関との連携推進

##### 取組のヒント

処方せんの疑義照会などを積極的に行い、患者情報の共有や調剤後の患者の状態把握などを行い、副作用や残薬の状況のほか、重複投与等の服薬管理についてフィードバックを行う。  
患者等の来局者について、必要に応じて受診勧奨等を行う。

#### 医療・福祉関係多職種との連携推進

##### 取組のヒント

地域で開催される各種健康イベントに積極的に参加し、多職種との連携を深めるほか、薬剤師・薬局の役割を多職種にPRする。

## **Step2**

多職種連携における各地域の課題の理解

### **取組のヒント**

医療・福祉関係多職種が主催する高齢者や認知症等の各種研修等に積極的に参加し、多職種が抱える課題等を理解し、薬剤師・薬局が関わることで解決できる課題について情報提供等を行う。

医療・福祉関係多職種が主催する研修会等で得た知識や情報等を、地域内の薬剤師・薬局間で情報共有を図り、より効果的な対応等を検討して、必要な情報提供等を行う。

## **Step3**

ICTを活用した医療情報等の共有体制構築

### **取組のヒント**

既存の医療情報連携ネットワークや電子版お薬手帳等の患者情報に関する各種システムを活用できる体制づくりを推進する。

特に医療機関との連携を進め、電子版お薬手帳の利点などに関する情報交換等を行う。

### **(5) プライマリーケア推進に向けた健康サポート機能の習得**

- ・健康サポート機能は、「患者のための薬局ビジョン」で示されているかかりつけ薬剤師・薬局の要件ではないが、その先にある「健康サポート薬局<sup>\*10</sup>」となるために必要な機能である。
- ・健康サポート機能は、県民の病気の予防や健康づくりに貢献するものであり、プライマリーケアを推進することで、薬局に来局する患者に限らず、医療や介護等を必要としない健康な方からの様々な相談を受けることや、健康維持・増進のためのセルフメディケーションを推進するほか、必要に応じて受診勧奨や、関係機関の紹介等を行うものである。
- ・特に高齢者については、健康維持の観点から、フレイル<sup>\*11</sup>対策が課題となっており、薬局に足を運んでもらうことで、外に出て運動することの助けになれるよう、地域住民が気軽に立ち寄ることのできる健康イベント等を開催するなど、集いの場となることも重要。

\*10 厚生労働省告示に定める基準を満たしている薬局として、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて、一般用医薬品等や健康食品に関することから、介護や食事・栄養摂取に関することまで気軽に相談できる薬局のこと。

\*11 加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間の意味。

- ・プライマリーケアを推進し、健康サポート機能を充実することで、患者のみでなく健康な住民の健康維持・増進のためのファーストアクセスになれるよう積極的に取り組む必要がある。

## **Step1**

### 各種健康相談体制の充実

#### 取組のヒント

群馬県薬剤師会が実施する、各種の健康相談業務に関する研修を受講することで、住民からの相談を受ける能力を身に付ける。  
健康相談の内容については、自らが得意とすることや、興味を持っていることなど、無理のない範囲から取り組み、徐々に対応可能な内容を広げるよう心がける。

### セルフメディケーションの推進

#### 取組のヒント

セルフメディケーションについての知識を積極的に習得するために、群馬県薬剤師会等の実施する研修を受講し、OTC（一般用医薬品）、医薬部外品や健康食品等の賢く、正しい使い方を学ぶ。  
医薬品の購入者に対して、積極的に医薬品の情報提供を行い、あわせて症状等をよく確認し、受診が必要である場合は、積極的に受診勧奨を行う。  
OTC（一般用医薬品）、医薬部外品や健康食品等のほか、衛生材料等を適切に販売できるよう仕入れの体制を整備する。（購入ルートの確保）

## **Step2**

### 地域住民に対する各種健康相談の実践

#### 取組のヒント

地域住民等を対象とした、健康づくり等に関する講座やイベント等を開催することで、高齢者等の集いの場を提供する。  
地域の健康イベント等に積極的に参加し、住民からのお薬相談や、健康維持・増進に関する相談を受ける。

### **Step3**

専門的な医療、介護に関する相談体制の充実

#### **取組のヒント**

簡易な検査等を実施することにより、医療を必要とする住民に受診勧奨を行うことで、重症化予防等に貢献する。

介護が必要となった際の手続きや、認知症等への対応や早期発見などについての相談を受けられる体制を整え、必要な関係者への紹介を行う。高齢者のフレイル対策を行うために、高齢者を積極的に呼び込むための方策として、食事、健康、薬、住まい方など興味を引くような内容の講座等を開催する。

#### **(6) 高度薬学管理機能の習得(専門医療機関と連携した抗がん剤等の服薬指導や副作用対策、麻薬等の取扱など)**

- ・がんやエイズなど、高度な薬学療法が必要な患者とその家族には、専門的な知識を持った専門薬剤師のアドバイスや服薬管理等の支援が大変重要であると考えられる。
- ・特に、これらの専門病院と連携を強化し、患者の容態の急変等への対応等をあらかじめ決めておくことで、患者から安心感を得ることができる。
- ・麻薬等を服用する患者及びその家族への麻薬等の取扱に関する指導等を行う。特に、内服薬については、患者の服薬状況を確認し、医療機関への情報提供等を行う。
- ・麻薬等の処方変更や患者が死亡した際の残薬については、適切な取扱について、丁寧に指導等を行う。

### **Step1**

専門薬剤師の認定等の取得

#### **取組のヒント**

学会等が提供する専門薬剤師の認定講習等を受講し、高度な知識と技術を習得する。

専門医療機関との間で、新たな治療薬や個別症例等に関する勉強会や研修会等を共同開催するなど、連携を強化する。

必要に応じて「麻薬小売業者免許」を取得

#### **取組のヒント**

麻薬の調剤が必要な場合は、薬局の所在地を管轄する県保健福祉事務所又は中核市保健所に麻薬小売業者免許申請を行い免許を取得する。  
麻薬等の取扱に関する研修等を定期的を受講する。

## **Step2**

患者やその家族への対応

### **取組のヒント**

抗がん剤や抗HIV薬の服用による副作用や、患者の容態急変時の対応等について、あらかじめ医療機関との対応方法等を決める。  
高度薬学管理を実施するにあたり、患者ごとに併用薬等に注意しながら適切に治療が行えるよう支援する。

麻薬等の取扱方法（患者が死亡した際の対応や期限切れ麻薬の処理等）

### **取組のヒント**

患者の服薬状況を継続的に確認し、飲み残しによる残薬や患者死亡時の残薬については、法律の規定に基づき適切な指導を行うとともに、返却された麻薬等については、適切に処理（廃棄）を行った後、調剤済み麻薬廃棄届を県保健福祉事務所等に提出する。  
期限切れ（期限の記載のないものもあるので注意）の麻薬や不用の麻薬を廃棄する際は、法律の規定により、麻薬廃棄届を管轄する県保健福祉事務所等に提出し、県職員立会のもとで処理（廃棄）を行う。

## **Step3**

継続的な高度薬学管理機能の発揮

### **取組のヒント**

常に最新の知識を習得できるよう情報収集を行い、必要な講習等を受講する。  
担当患者が在宅に移行する際の処方検討や適切な薬学管理が行える体制を整備するとともに、専門医療機関と在宅医の間での服薬情報の共有を行うなどの連携を強化する。

患者の状態把握と麻薬等の服薬状況等についての医療機関との連携

### **取組のヒント**

麻薬等を服用する患者は、短期間でその病状が変わることがあるので、患者の病状を含めて、服薬状況の継続的な把握を行う。  
患者が処方された麻薬等を適切に服用又は使用が困難であることを把握した際には、医療機関への情報提供を行い処方変更等を提案するとともに、通院可能な患者に対しては、受診することを勧める。

#### (7)更なる高みを目指すには(健康サポート薬局を目指しましょう)

- ・(1)から(5)までの役割や目標を達成した薬局については、その先にある健康サポート薬局になるための体制整備を進めることができます。
- ・健康サポート薬局になるための要件としては、(2)から(5)までの項目に取り組み、OTC(一般用医薬品)、衛生材料、介護用品等の陳列販売や健康相談を行うための専用のスペースを設置するほか、人的要件として、健康サポート薬局研修を受講、修了した薬剤師が薬局に常駐する必要があります。
- ・健康サポート薬局は、「患者のための薬局ビジョン」の中で、概ね日常生活圏域ごとに1箇所程度設置することとされていることから、日常生活圏域や地域の中心的な薬局として活動していくこととなります。
- ・かかりつけ薬剤師・薬局となり、法で定められた健康サポート機能及び外形基準を満たした薬局が届出できる制度ですので、全ての要件を満たすことができ、健康サポート薬局として、活動を行う意思のある方は取得を目指して取組を進めてください。

## 最後に

本ガイドラインは、地域包括ケアの一翼を担うことのできる「かかりつけ薬剤師・薬局」を整備し、真に患者のための医薬分業を推進し、国の示した「患者のための薬局ビジョン」を実現することが目的です。

群馬県、群馬県薬剤師会、地域薬剤師会(12箇所)、県内の薬剤師・薬局が、個々に、あるいは、連携して取り組む一つ一つの小さな目標を達成し、それらを積み上げることで、地域住民や患者に頼られる職業となること。そのために、薬剤師・薬局が自らできることを選び、自主的に取り組み、更にステップアップしていくことを期待します。



# 参考資料

## 1 各市町村の日常生活圏域一覧(別添)

## 2 「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況を把握するためのKPI

- 厚生労働省は、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師・薬局の進捗状況を把握するためのKPIとして、以下の4項目を定めています。

電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数

(関連項目:規則別表第1第2号第1項(3)の( )及び( ))

医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局数(過去1年間に平均月1回以上)

(関連項目:規則別表第1第2号第2項(8))

在宅業務を実施した薬局数(過去1年間に平均月1回以上)

(関連項目:規則別表第1第2号第2項(6))

健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局数(過去1年間に1回以上)

(関連項目:規則別表第1第2号第2項(7))

具体的には、図5「薬局機能情報提供制度の項目(抜粋)」のとおり

### 図5 薬局機能情報提供制度の項目(抜粋)

※追加項目を赤字で記載、青枠はKPI

|  |  |
|--|--|
| <p>第一 管理、運営、サービス等に関する事項</p> <p>一 基本情報<br/>(略)</p> <p>第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項</p> <p>一 業務内容、提供サービス</p> <p>(1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数</p> <p><b>(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数</b></p> <p>(3) 薬局の業務内容</p> <p>(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否</p> <p>(ii) 一化薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否</p> <p>(v) 薬局製剤実施の可否</p> <p>(vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否</p> <p>(vii) 薬剤服用歴管理の実施</p> <p>イ 薬剤服用歴管理の実施の有無</p> <p><b>□ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無</b></p> <p>(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付</p> <p>イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否</p> <p><b>□ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否</b></p> | <p>(4) 地域医療連携体制</p> <p>(i) 医療連携の有無(例:地域におけるフレアボイドの取組)</p> <p><b>(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無</b></p> <p><b>(iii) 退院時の情報を共有する体制の有無</b></p> <p><b>(iv) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無</b></p> <p>(v) 地域住民への啓発活動への参加の有無</p> <p>二 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) 薬局の薬剤師数</p> <p>(2) 医療安全対策の実施</p> <p><b>(i) 副作用等に係る報告の実施件数</b></p> <p><b>(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無</b></p> <p>(3) 情報開示の体制</p> <p>(4) 症例を検討するための会議等の開催の有無</p> <p>(5) 処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。)の数</p> <p><b>(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数</b></p> <p><b>(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムのための会議に参加した回数</b></p> <p><b>(8) 患者の服薬情報等を医療機関に提供した回数</b></p> <p>(9) 患者満足度の調査</p> <p>(i) 患者満足度の調査の実施の有無</p> <p>(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無</p> |
|--|--|



## 各市町村の日常生活圏域一覽

## 一般社団法人前橋市薬剤師会管内

| 市町村名        | 圏域名  | 域内町名、中学校区、地区名等  |
|-------------|--|---|
| 前橋市<br>15圏域 | 北部・中部圏域  | 岩上町、敷島町、昭和町、平和町、住吉町、大手町、紅雲町、千代田町、本町1～2丁目、表町、緑が丘町  |
|             | 若宮・城東・中川圏域   | 国領町、若宮町、日吉町、城東町、本町三丁目、三河町、朝日町   |
|             | 文京・南部圏域  | 天川原町、六供町、天川町、文京町、南町   |
|             | 上川淵・下川淵圏域  | 上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、山王町、中内町、東善町、広瀬町、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町 |
|             | 芳賀圏域   | 勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台1～2丁目   |
|             | 桂萱圏域   | 三俣町、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町                                   |
|             | 東圏域  | 箱田町、後家町、前箱田町、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、古市町、江田町、朝日が丘町、光が丘町、大利根町、新前橋町、青葉町                  |
|             | 元総社・総社・清里圏域  | 元総社町、大友町、大渡町、石倉町、鳥羽町、下石倉町、総社町、総社町総社、総社町植野、総社町高井、総社町桜が丘、高井町、問屋町、池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町       |
|             | 南橋圏域   | 上細井町、下細井町、北代田町、下小出町、上小出町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、川原町、南橋町                          |
|             | 永明圏域   | 天川大島町、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町   |
|             | 城南圏域   | 下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二宮町、今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町、神沢の森            |
|             | 大胡圏域   | 旧大胡町(大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町)  |
|             | 宮城圏域   | 旧宮城村(鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町)  |
| 粕川圏域        | 旧粕川村(粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳)       |   |
| 富士見圏域       | 旧富士見村(富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町皆沢、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町米野、富士見町赤城山) |   |

## 一般社団法人高崎市薬剤師会管内

| 市町村名        | 圏域名  | 域内町名、中学校区、地区名等   |
|-------------|------|--|
| 高崎市<br>46圏域 | 中央圏域 | 赤坂町、歌川町、鍛冶町、嘉多町、上和田町、鞆町、下横町、白銀町、新紺屋町、堰代町、田町第1～第3、高松町、常盤町、中紺屋町、並榎町坂下、檜物町、宮元町、本町第1、元紺屋町、柳川町、四ッ屋町、寄合町、連雀町 |
|             | 東圏域  | 旭町、北通町、九蔵町、真町、田町第4、高砂町、椿町、山田町、弓町、羅漢町   |
|             | 西圏域  | 大橋町、並榎町、並榎町北部、飯塚本町、上並榎町第2～第4   |
|             | 南圏域  | あら町、新田町、砂賀町、鶴見町、通町、南町、八島町、若松町、和田町  |
|             | 北圏域  | 相生町、請地町、昭和町、未広町、住吉町、台町、成田町、本町第2～第3、飯塚町第1～第2  |
|             | 城東圏域 | 東町、岩押町、江木町第2～第5、江木町中部、江木町南部、江木町西部、高関町、上中居町第1、北双葉町、栄町   |
|             | 城南圏域 | 下和田町、竜見町、新後閑町  |
|             | 塚沢圏域 | 飯玉町、飯塚町第3、芝塚町、稲荷町、江木町第1、江木町北部、貝沢町第4、貝沢町通、天神町、日光町   |
|             | 東部圏域 | 貝沢町第1～第3、貝沢町第5、東貝沢町、新保町第2、上大類町   |

|             |                                   |   |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 高崎市<br>46圏域 | 大類圏域                              | 宿大類町、柴崎町第1、下大類町、中大類町、南大類町   |
|             | 岩鼻圏域                              | 岩鼻町、栗崎町、台新田町、東中里町、綿貫町、倉賀野町東   |
|             | 京ヶ島圏域                             | 大沢町、京目町、京目町下京目、島野町、一ツ谷町、西島町、萩原町、矢島町、元島名町  |
|             | 滝川圏域                              | 上滝町、榎町、宿横手町、下斉田町、下滝町、中島町、西横手町、八幡原町  |
|             | 片岡圏域                              | 石原町東部、石原町西部、石原町下第1～第2、片岡町、聖石町   |
|             | 乗附圏域                              | 乗附町、八千代町  |
|             | 寺尾圏域                              | 石原下第3～第4、寺尾町、城山町  |
|             | 豊岡圏域                              | 上豊岡町、下豊岡町、中豊岡町、北久保町   |
|             | 八幡圏域                              | 金井淵町、剣崎町、下大島町、鼻高町、藤塚町、町屋町、群馬八幡、八幡町、若田町  |
|             | 佐野圏域                              | 上佐野町、上中居町第2、下佐野町、下之城町、双葉町、和田多中町   |
|             | 中居圏域                              | 上中居町第3～第4、下中居町、中居町一丁目、中居町二丁目第1、中居町三丁目、中居町四丁目第1                                    |
|             | 倉賀野圏域                             | 倉賀野町上第1～第4、倉賀野町上正六、倉賀野町睦、倉賀野町仲、倉賀野町下、倉賀野町田子屋、倉賀野町田屋、倉賀野町横、倉賀野町南、倉賀野町桜木            |
|             | 南八幡圏域                             | 阿久津町、木部町、根小屋町、山名町   |
|             | 矢中圏域                              | 中居町二丁目第2、中居町四丁目第2、柴崎町第2、矢中町、宮原町   |
|             | 六郷圏域                              | 上小鳥町、上小埜町、上並榎町第1、下小鳥町、下小埜町、筑縄町、緑町   |
|             | 長野圏域                              | 沖町、菊地町、北新波町、行方町、浜川町、南新波町、楽間町、我峰町  |
|             | 中川圏域                              | 井野町第3、井野町第5、大八木町、小八木町、正観寺町  |
|             | 浜尻圏域                              | 井野町第1～第2、井野町第4、問屋町、浜尻町  |
|             | 新高尾圏域                             | 新保町第1、新保田中町、中尾町、日高町、井野町第6   |
|             | 倉淵圏域                              | 旧倉淵村  |
|             | 箕輪圏域                              | 箕郷町第1区～第4区、箕郷町金敷平、箕郷町松之沢、箕郷町北松原、箕郷町西松原、箕郷町東松原、箕郷町卜神、箕郷町天神、箕郷町第9区～第15区、箕郷町南区、箕郷町下芝 |
|             | 箕郷東圏域                             | 箕郷町原中、箕郷町新田上、箕郷町本田上、箕郷町本田下、箕郷町新屋敷、箕郷町今宮、箕郷町生原1区～2区、箕郷町東区、箕郷町生原中区                  |
|             | 車郷圏域                              | 箕郷町本村、箕郷町原山、箕郷町蟹沢、箕郷町下善地、箕郷町中善地、箕郷町上善地、箕郷町駒寄、箕郷町和田山、箕郷町白川区、箕郷町白川辻区                |
|             | 金古圏域                              | 金古町四ツ家愛宕、金古町土俵、金古町諏訪、金古1区～2区、金古5区   |
| 金古南圏域       | 金古町王塚、金古6区、足門9区、足門29区、足門町中央、足門町南  |   |
| 国府圏域        | 引間、塚田、稲荷台、冷水、後疋間、東国分、西国分、北原、観音寺東区 |   |
| 堤ヶ岡圏域       | 棟高、観音寺区、三ツ寺                       |   |
| 桜山圏域        | 菅谷、中泉、福島                          |   |
| 上郊圏域        | 中里、保渡田、井出                         |   |
| 新町第一圏域      | 新町第一区～第八区                         |   |

|             |        |   |
|-------------|--------|---|
| 高崎市<br>46圏域 | 新町第二圏域 | 新町第九区～第十区                                   |
|             | 室田圏域   | 下室田、中室田、上室田、榛名山                             |
|             | 里見圏域   | 上大島、下里見、中里見、上里見、                            |
|             | 久留馬圏域  | 本郷、高浜、白岩、十文字、宮沢、三ツ子沢、神戸                     |
|             | 吉井中央圏域 | 吉井町第1区～第4区、吉井町第9区～第15区、吉井町第31区、吉井町第34区～第36区 |
|             | 吉井西圏域  | 吉井町第5区～第8区、吉井町第25区～第30区、吉井町第32区             |
|             | 吉井入野圏域 | 吉井町第16区～第24区、吉井町第33区                        |

### 渋川地区薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名      | 域内町名、中学校区、地区名等                                  |
|------------|----------|---|
| 渋川市<br>8圏域 | 中央圏域     | 渋川(大崎、下郷、東町、新町、下ノ町、南町、長塚町、寄居町、坂下町、辰巳町)、石原(熊野町)  |
|            | 西部圏域     | 渋川(並木町、中ノ町、上ノ町、川原町、裏宿、元町、御蔭、入沢、上郷、藤ノ木、明保野)、金井軽浜 |
|            | 金島・伊香保圏域 | 金島地区(金井軽浜を除く)、旧伊香保町                             |
|            | 古巻圏域     |   |
|            | 豊秋圏域     | 石原地区(熊野町を除く)                                    |
|            | 小野上・子持圏域 | 旧小野上村、旧子持村                                      |
|            | 赤城圏域     | 旧赤城村  |
|            | 北橘圏域     | 旧北橘村  |
| 榛東村        |          | 全域  |
| 吉岡町        |          | 全域  |

### 伊勢崎市薬剤師会管内

| 市町村名        | 圏域名    | 域内町名、中学校区、地区名等 |
|-------------|--------|----------------|
| 伊勢崎市<br>9圏域 | 北・三郷圏域 | 第三中学校区         |
|             | 南・茂呂圏域 | 第一、第二中学校区      |
|             | 植蓮圏域   | 植蓮中学校区         |
|             | 宮郷圏域   | 宮郷中学校区         |
|             | 名和圏域   | 第二中学校区         |
|             | 豊受圏域   | 第四中学校区         |
|             | 赤堀圏域   | 赤堀中学校区         |
|             | 東圏域    | あずま中学校区        |
|             | 境圏域    | 境南、境北、境西中学校区   |
| 玉村町         |        | 全域             |

### 安中市薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名   | 域内町名、中学校区、地区名等 |
|------------|-------|----------------|
| 安中市<br>3圏域 | 安中圏域  | 安中、岩野谷、板鼻、秋間   |
|            | 原市圏域  | 原市、磯部、東横野、後閑   |
|            | 松井田圏域 | 旧松井田町全域        |

### 藤岡薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名  | 域内町名、中学校区、地区名等 |
|------------|------|----------------|
| 藤岡市<br>2圏域 | 藤岡圏域 | 旧藤岡市全域         |
|            | 鬼石圏域 | 旧鬼石町全域         |
| 上野村        |      | 全域             |
| 神流町        |      | 全域             |

### 富岡・甘楽薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名    | 域内町名、中学校区、地区名等      |
|------------|--------|---------------------|
| 富岡市<br>6圏域 | 中央地域圏域 | 七日市地区、富岡地区、黒川地区     |
|            | 東部地域圏域 | 曾木地区、田篠地区、君川地区、星田地区 |
|            | 北部地域圏域 | 黒岩地区、小野地区           |
|            | 南部地域圏域 | 高瀬地区、額部地区           |
|            | 西部地域圏域 | 一ノ宮地区、吉田地区、丹生地区     |
|            | 妙義地域圏域 | 旧妙義町(高田地区、妙義地区)     |
| 下仁田町       |        | 全域                  |
| 南牧村        |        | 全域                  |
| 甘楽町        |        | 全域                  |

### 吾妻薬剤師会管内

| 市町村名        | 圏域名   | 域内町名、中学校区、地区名等 |
|-------------|-------|----------------|
| 中之条町<br>2圏域 | 中之条圏域 | 旧中之条町全域        |
|             | 六合圏域  | 旧六合村全域         |
| 草津町         |       | 全域             |
| 長野原町        |       | 全域             |
| 嬭恋村         |       | 全域             |
| 高山村         |       | 全域             |
| 東吾妻町        |       | 全域             |

## 沼田利根薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名  | 域内町名、中学校区、地区名等   |
|------------|------|--|
| 沼田市<br>4圏域 | 東部圏域 | 白沢町(旧白沢村)、利根町(旧利根村)  |
|            | 西部圏域 | 沼田西中学校区(榛名町、清水町、薄根町、戸鹿野町(鷲石地区のみ)、新町(鷲石地区のみ)川田地区全域)、薄根中学校区(薄根地区全域)  |
|            | 南部圏域 | 沼田南中学校区(東倉内町、西倉内町、上之町、馬喰町、中町、坊新田町、下之町、鍛冶町、戸鹿野町(鷲石地区を除く)、新町(鷲石地区を除く)、沼須町、上沼須町、栄町)、沼田東中学校区(下久屋町、上久屋町、久屋原町、横塚町) |
|            | 北部圏域 | 沼田中学校区(柳町、高橋場町、材木町、桜町、上原町、東原新町、西原新町)、池田中学校区(池田地区全域)  |
| 片品村        |      | 全域   |
| 川場村        |      | 全域   |
| 昭和村        |      | 全域   |
| みなかみ町      |      | 全域   |

## 太田市薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名  | 域内町名、中学校区、地区名等 |
|------------|------|----------------|
| 太田市<br>9圏域 | 第1圏域 | 太田地区、鳥之郷地区     |
|            | 第2圏域 | 九合地区、休泊地区      |
|            | 第3圏域 | 沢野地区           |
|            | 第4圏域 | 蕪川地区           |
|            | 第5圏域 | 強戸地区、毛里田地区     |
|            | 第6圏域 | 宝泉地区           |
|            | 第7圏域 | 尾島地区、世良田地区     |
|            | 第8圏域 | 木崎地区、生品地区、綿打地区 |
|            | 第9圏域 | 藪塚地区           |

## 一般社団法人桐生薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名 | 域内町名、中学校区、地区名等  |
|------------|-----|---|
| 桐生市<br>8圏域 | 1圏域 | 本町、横山町、永楽町、小曾根町、宮本町、東久方町、西久方町、天神町、平井町、梅田町                   |
|            | 2圏域 | 稻荷町、錦町、織姫町、桜木町、美原町、清瀬町、新宿、三吉町、小梅町、琴平町、浜松町、末広町、宮前町、堤町、巴町、元宿町 |
|            | 3圏域 | 仲町、川岸町、泉町、東町、高砂町、旭町、東、菱町                                    |
|            | 4圏域 | 境野町、広沢町4丁目～7丁目、広沢町間ノ島                                       |
|            | 5圏域 | 川内町、黒保根町  |
|            | 6圏域 | 新里町   |
|            | 7圏域 | 相生町2丁目～5丁目  |
|            | 8圏域 | 広沢町1丁目～3丁目、相生町1丁目   |

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| みどり市<br>3圏域 | 笠懸圏域  | 旧笠懸町全域  |
|             | 大間々圏域 | 旧大間々町全域 |
|             | 東圏域   | 旧東村全域   |

### 館林邑楽薬剤師会管内

| 市町村名       | 圏域名  | 域内町名、中学校区、地区名等  |
|------------|------|---|
| 館林市<br>4圏域 | 第1圏域 | 本町、栄町、仲町、西本町、代官町、大街道、台宿町、新栄町、広内町、東広内町、朝日町、大手町、城町、尾曳町、坂下町、岡野町(南部)、瀬戸谷町、田谷町、千塚町、当郷町、細内町、四ツ谷町、若宮町、加法師町、大島町 |
|            | 第2圏域 | 富士原町、堀工町、分福町、青柳町、近藤町、苗木町、諏訪町、野辺町、上三林町、下三林町、入ヶ谷町   |
|            | 第3圏域 | 高根町、西高根町、成島町、大谷町、赤土町、北成島町、松沼町、木戸町、日向町、岡野町(北部)、大新田町、下早川田町、上早川田町、傍示塚町、足次町                                 |
|            | 第4圏域 | 本町三丁目～四丁目、千代田町、富士見町、上赤生田町、赤生田本町、赤生田町、羽附町、花山町、楠町、羽附旭町、新宿、緑町、松原、つつじ町、美園町、南美園町、東美園町、西美園町、小桑原町              |
| 板倉町        |      | 全域  |
| 明和町        |      | 全域  |
| 千代田町       |      | 全域  |
| 大泉町        |      | 全域  |
| 邑楽町        |      | 全域  |